

訪問看護ステーション “こいずみ Plus+” 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人仁康会が設置する訪問看護ステーション “こいずみ plus+”（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

- 2 ステーションは、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 4 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業の名称及び所在地）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）名称：訪問看護ステーションこいずみ plus+

所在地：広島県福山市東桜町11番9号 カーサ・杉2階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介

護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1人（常勤）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5人以上（管理者含む）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

作業療法士は必要に応じて配置する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：原則、通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月31日から1月3日及び法人が定める休日を除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

- 2 利用者やその家族からの電話等により意見を求められた場合に常時対応ができ、かつ必要に応じて24時間の精神科訪問看護を行うことができる体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから地区医師会、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および日常生活の世話
- (4) グループホームとの連携
- (5) 服薬状況の観察及び支援

(緊急時における対応方法)

第 10 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 11 条 ステーションは、基本利用料として健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常業務を実施する地域)

第 12 条 ステーションが通常業務を行う地域は、尾三地域、福山地域とする。ただし、これ以外は相談に応じる

(相談・苦情対応)

第 13 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 14 条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速かに行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 看護職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が業務上知り得た利用者又はその家族個人情報を在職中はもとより、退職後も漏洩してはならない旨を雇用契約時の契約内容に含むものとする。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族もしくは代理人の同意を得

るものとする。

- 3 看護職員が得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし秘密を保持する。

(虐待防止対策)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回定期的に実施する。
- (4) 上記 (1) から (3) までを適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害時対策)

第 17 条 本事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、市町村や医療法人仁康会施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努める。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後 3 ヶ月以内の初任研修
 - (2) 年 2 回の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
 - 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする)

ご利用料金

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により算定します。
基本療養費、各種加算等があります。

区 分		料金	利用者負担額(円)			
			3割	2割	1割	
精神科基本療養費(I)	看護師、作業療法士(1日につき)同一日2人まで (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,550	1,670	1,110	560
		週3日目まで(30分未満)	4,250	1,280	850	430
		週4日以降(30分以上)	6,550	1,970	1,310	660
		週4日以降(30分未満)	5,100	1,530	1,020	510
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,050	1,520	1,010	510
		週3日目まで(30分未満)	3,870	1,160	770	390
		週4日以降(30分以上)	6,050	1,820	1,210	610
		週4日以降(30分未満)	4,720	1,420	940	470
精神科基本療養費(III) (同一建物居住者 2名以下)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,550	1,670	1,110	560
		週3日目まで(30分未満)	4,250	1,280	850	430
		週4日以降(30分以上)	6,550	1,970	1,310	660
		週4日以降(30分未満)	5,100	1,530	1,020	510
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	5,050	1,520	1,010	510
		週3日目まで(30分未満)	3,870	1,160	770	390
		週4日以降(30分以上)	6,050	1,820	1,210	610
		週4日以降(30分未満)	4,720	1,420	940	470
(同一建物居住者3名以上9名以内)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,780	830	560	280
		週3日目まで(30分未満)	2,130	640	430	210
		週4日以降(30分以上)	3,280	980	660	330
		週4日以降(30分未満)	2,550	770	510	260
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,530	760	510	250
		週3日目まで(30分未満)	1,940	580	390	190
		週4日以降(30分以上)	3,030	910	610	300
		週4日以降(30分未満)	2,360	710	470	240
(同一建物居住者10名以上19名以内)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,760	830	550	280
		週3日目まで(30分未満)	2,110	630	420	210
		週4日以降(30分以上)	2,660	800	530	270
		週4日以降(30分未満)	2,010	600	400	200
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,520	760	500	250
		週3日目まで(30分未満)	1,930	580	390	190
		週4日以降(30分以上)	2,420	730	480	240
		週4日以降(30分未満)	1,830	550	370	180
(同一建物居住者20名以上49名以内)	看護師、作業療法士(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,710	810	540	270
		週3日目まで(30分未満)	2,070	620	410	210
		週4日以降(30分以上)	2,610	780	520	260
		週4日以降(30分未満)	1,970	590	390	200
	准看護師(1日につき) (退院後3ヶ月以内 5日まで)	週3日目まで(30分以上)	2,470	740	490	250
		週3日目まで(30分未満)	1,890	570	380	190
		週4日以降(30分以上)	2,370	710	470	240
		週4日以降(30分未満)	1,790	540	360	180
精神科訪問看護基本療養費(IV)	看護師、作業療法士(1日につき)	入院患者の外泊日	8,500	2,550	1,700	850
長時間精神科訪問看護加算		週1回(必要にあっては3回)	5,200	1,560	1,040	520
複数名精神科訪問看護加算 (同一建物内)	看護師が他の看護師又は作業療法士と同時に 指定訪問看護を行う場合	1人又は2人以下	4,500	1,350	900	450
		3人以上9人以下	4,000	1,200	800	400
		10人以上19人以下	3,400	1,020	680	340
		20人以上49人以下	3,000	900	600	300
	看護師が准看護師と同時に指定訪問看護を 行う場合	1人又は2人以下	3,800	1,140	760	380
		3人以上9人以下	3,400	1,020	680	340
		10人以上19人以下	2,800	840	560	280
		20人以上49人以下	2,500	750	500	250
	看護師が看護補助者又は精神保健福祉士と 同時に指定訪問看護を行う場合	1人又は2人以下	3,000	900	600	300
		3人以上9人以下	2,700	810	540	270
		10人以上19人以下	2,100	630	420	210
		20人以上49人以下	1,900	570	380	190
夜間・早朝訪問看護加算	1人又は2人以下	2,100	630	420	210	
	3人以上9人以下(月15日目まで)	2,100	630	420	210	
	3人以上9人以下(月16日目以降)	1,900	570	380	190	
	10人以上19人以下(月15日目まで)	1,800	540	360	180	
	10人以上19人以下(月16日目以降)	1,300	390	260	130	
	20人以上49人以下(月15日目まで)	1,200	360	240	120	
	20人以上49人以下(月16日目以降)	950	290	190	100	
精神科緊急訪問看護加算(月14日目まで)			2,650	800	530	270
精神科緊急訪問看護加算(月15日目以降)			2,000	600	400	200
深夜訪問看護加算			4,200	1,260	840	420
退院支援指導加算			6,000	1,800	1,200	600
在宅患者連携指導加算(月1回)			3,000	900	600	300
24時間対応体制加算(月1回)			6,520	1,960	1,300	650
管理療養費(月初日)			7,710	2,310	1,540	770
管理療養費I(月2回目以降単一建物居住利用者20人未満)			3,000	900	600	300
管理療養費I(月2回目以降単一建物居住利用者20人以上50人未満 月15日まで)			2,510	750	500	250
管理療養費I(月2回目以降単一建物居住利用者20人以上50人未満 月16日目以降24日まで)			2,310	690	460	230
管理療養費I(月2回目以降単一建物居住利用者20人以上50人未満 月25日目以降)			2,210	660	440	220
訪問看護遠隔診療補助料			2,650	800	530	270
訪問看護ベースアップ評価料(月1回)			1,830	550	370	180
訪問看護物価対応料I(1日につき 月の初日の場合)			60	20	10	10
訪問看護物価対応料I(1日につき 月の2回目以降の訪問の場合)			20	10	4	2
訪問看護医療DX情報活用加算			50	20	10	10

* 自立支援医療費受給者は各々限度額までは1割負担です。

2026年6月1日 訪問看護ステーションこいずみplus+

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 5点(50 円/月)

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1)厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成 4 年 厚生省令第 5 号)第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2)健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3)(2)の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4)(3)の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

(個人情報の取り扱いについて) 個人情報保険委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について) 資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意無しにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療法人 仁康会
訪問看護ステーションこいずみ Plus+